

中央区条例施行規則

(区域)

第1条 本区の区域内を便宜的に次の町内会に分ける。
第一、本通り、第三、秋葉町、中央通り、北町

(区費の徴収)

第2条 区費の徴収方法は次のとおりとする。
(1) 一般区費は、毎年4月1日現在の各町内会の市住所登録世帯数及び条例第5条に規定する区民以外のもので賦課対象と認められる者の数を基礎に、各町内会へ割り当て徴収する。
(2) 特別区費は、前項で対象とされなかった者等で、区が直接徴収することが適当と認められる者より徴収する。
(3) 徴収は、5月から翌年2月まで月割りとする。ただし、特別区費は一期とする。
2 区内に土地家屋または店舗事業所等を新たに有する者に原則として特別分担金を賦課する。

(役員を選出)

第3条 本区は、男女共同参画社会基本法に基づき、区理事者・区会議員に女性の登用を推進すべく努力する。

(区三役の選任)

第4条 区長、区長代理、会計は、別に定める方法において理事会が推薦する。

(理事の選任)

第5条 理事は各町内会より選出する。

第6条 (区会議員の構成)

- 区会議員は次の者があたる。
- (1) 前年度区三役及び理事。
 - (2) 公民館長、公民館主事(2)、子ども会育成会長、防犯協会支部長、交通安全協議会支部長、農事部長、農業委員(該当者がいるとき)、区有林管理委員代表、民生児童委員代表、地区社会福祉協議会代表、保健委員代表、消防団代表、救助支援隊代表。
 - (3) 区会で必要と認めた特別委員会委員長。

(区長の職務)

第7条 区長は条例11条に規定する権限を有し、次の職務を行う。
(1) 必要な諸会議の招集
(2) 区有財産の管理
(3) 区費の賦課徴収
(4) 総会及び区会議員会の議決事項の執行
(5) 文書の保管
(6) その他区の名において行う諸活動、諸行事の実施

(定例総会の開催)

第8条 5月の総会には、前年度の事業報告及び決算報告、当該年度の事業計画及び予算を付議し承認を得る。
2 翌年3月の総会は、次年度の役員を選出するとともに、当年度の事業及び歳入歳出状況の報告を行う。

(定例区議会の招集等)

第9条 区長は条例第30条に定める定例区議会を次のとおり招集しなければならない。
2 「翌年3月定例区議会」では次の事項を提案し、また必要事項を報告する。
(1) 補正予算の承認を求める事項
(2) 次年度役員を選出に関する事項
(3) その他条例33条に掲げる事項で、総会に付議すべきと認める事項
(4) 条例及び規則で報告すべきことを定めたもの及びその他の報告事項
3 「4月定例区議会」では次の事項を提案し、また必要事項を報告する。
(1) 議長及び副議長の選任に関する事項

- (2) 区議会の委員会構成に関する事項
 - (3) 暫定予算の承認を求める事項
 - (4) その他区長が必要と認める事項
 - (5) 条例及び規則で報告すべきことを定めたもの及びその他の報告事項
- 4 「5月定例区議会」では次の事項を提案し、また必要事項を報告する。
- (1) 前年度収支決算の承認を求める事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 区費の賦課徴収に関する事項
 - (4) 一般会計予算、特別会計予算の承認に関する事項
 - (5) その他条例33条に掲げる事項で、総会に付議すべきと認める事項
 - (6) 条例及び規則で報告すべきことを定めたもの及びその他の報告事項

(常任委員会の構成及び業務分掌等)

- 第10条 条例35条の規定により設置する委員会および組織の業務分掌は、次のとおりとする。
- 2 委員長・委員は区長が任命する。ただし、監査委員は委員になることができない。
 - 3 区長は委員会に理事1名をオブザーバーとして配し、理事会とのパイプ役とする。
 - 4 総務財政委員会
 - (1) 委員は区議会正副議長、各常任委員会委員長 6名
 - (2) 当委員会は、他の委員会の上部機関として、区議会に附議する事項について審議するとともに、各常任委員会の事業の調整及び委員会に属さない事項を扱う。
 - 5 建設委員会
 - (1) 委員は前年度理事の内各町内会から1名 6名
 - (2) 当委員会は、各町内会の要望する道路・河川等の新規・改善等に関して支援協力を行う。
 - 6 農林商工委員会
 - (1) 委員は農事部長、区有林管理委員代表、前年度理事1名 3名
 - (2) 当委員会は、農事・林業・商工業に関する事項にあたる。
 - 7 社会委員会
 - (1) 委員は公民館長、公民館主事2名、子ども会育成会長、防犯協会支部長、交通安全協議会支部長、民生児童委員代表、地区社会福祉協議会代表、保健委員代表、消防団代表、救助支援隊代表、前年度理事3名
町内会選出運営委員 14名他若干名
 - (2) 当委員会は、公民館が企画して行う公民館行事を支援協力する。
 - 8 公園委員会
 - (1) 委員は前年度理事 8名
 - (2) 当委員会は、市から委託された伊那公園の清掃・草刈り・整備等を計画し、役員・区会議員とともに実施する。
 - 9 各委員会は区長が招集し、区三役はオブザーバー参加することができる。
 - 10 各委員会の業務・運営等の細部についてはそれぞれに委ねる。

(特別委員会)

- 第11条 委員会を設置する場合は、議会にその必要性を諮り、承認をうける。
- 2 委員および委員長の選任は区長が行い、区議会の承認をうける。

(常設委員会)

- 第12条 条例37条の規定により設置する委員会および組織の業務分掌は、次のとおりとする。
- 2 区有林管理委員会 若干名
 - (1) 区有林の管理並びに役員・区会議員で行う区有林作業を計画し、実施する。
 - (2) 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 条例第12条第2、3項を援用する。

附則 この施行規則は、令和2年4月1日から施行する。

